
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 508 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 508 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 24 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示の取扱い及び財務諸表以外の開示への参照の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示に関する意見）

2. ステップ 2 の目的に照らして国際的な比較可能性を確保することは有用であり、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の定めを取り入れるとする事務局提案に賛成する。ただし、IFRS 第 7 号の定めを超える内容を要求すべきではないと考える。
3. 債券等の有価証券については予想信用損失に基づく減損モデルの対象とするかどうかに関する議論が継続しているため、開示に関する議論も踏まえて、会計処理の検討を進めていくことがよいと考える。

（財務諸表以外の開示への参照に関する意見）

4. 将来的な実務の進展に備えて、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるとする事務局提案に賛成する。
5. 現時点では参照先が空集合となる可能性はあるが、IFRS 第 7 号の定めを取り入れることによる重大な懸念がないのであれば、IFRS 会計基準との差異を設けない方がよいと考える。
6. 時間的制約から金融商品の信用リスクの開示にのみ財務諸表以外の開示への参照規定を取り入れるとする考え方は理解できるが、本来的には日本基準として財務諸表以外の開示への参照規定をどのように取り扱うかに関して包括的に検討すべきと考える。

7. 監査の観点からは、「財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの」の要件に関する判断、開示場所、閲覧期間、その他の記載内容として通読する範囲、監査報告書上の取扱いなどに関して実務上の課題が生じる可能性があり、また監査法人間でのバラツキが生じることが懸念されるため、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第7号の定めを取り入れないとする案2の方が望ましいと考える。

以 上